

花巻市地域密着型サービス事業者募集要項（再募集）

令和2年6月

花巻市健康福祉部長寿福祉課

花巻市では、第7期介護保険事業計画において、介護が必要となっても可能な限り住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域密着型サービス事業所の整備数を定めサービス基盤の充実を図ることとしております。本募集は、この計画に基づき、地域密着型サービス事業所の運営を行う事業者を募集するものです。

1 募集内容

(1) 募集する地域密着型サービス事業所及び募集数

募集番号	地域密着型サービス事業所種別	定員 (ユニット数)	募集数
①	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 〔ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム〕	29人	1施設
②	認知症対応型共同生活介護事業所 〔認知症高齢者グループホーム〕	9人 (1ユニット) または 18人 (2ユニット)	9人(1ユニット)の場合は2施設、 18人(2ユニット)の場合は1施設

※ 募集番号②については、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定も併せて受けるものとします。

(2) 整備区域

市内全域（日常生活圏域の指定は行いません。）

(3) 整備時期及び開設時期

- ① 整備時期 令和2年度
- ② 開設時期 令和3年年4月まで

(4) 開設区分

新設とします。ただし、募集番号②認知症対応型共同生活介護事業所9人（1ユニット）については、既存1ユニット施設への増設を可とします。

2 応募資格

応募は、1応募者につき、いずれか1施設の応募とし、次のすべての要件を満たすこととします。

(1) 応募者について

- ① 応募時点において、主たる事務所を岩手県内に置き、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める次のいずれかの事業を岩手県内で実施している法人であること。尚且つ、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設の応募者にあつては、社会福祉法人又は社会福祉法人設立予定者であること。

〔介護保険法に定める事業〕

居宅サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護

予防サービス事業、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

- ② 応募者自らが施設を開設し、花巻市の事業者指定を受けるものであること。
- ③ 応募時点において、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 介護保険法第78条の2第4項第4号の2から第10号までの規定（認知症対応型共同生活介護事業所の応募者にあつては、同法第115条の12第2項第4号の2から第10号までの規定を含む。）のいずれかに該当する者。
 - イ 市税を滞納している者。
 - ウ 市営建設工事等の競争入札における指名停止措置要綱（平成18年花巻市告示第10号）に基づく指名停止の措置を受けている者。
 - エ 花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）第2条第5号に規定する暴力団等に該当する者。（法人の役員を含む。）
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを行っている者。

(2) 事業計画について

- ① 花巻市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例（平成24年花巻市条例第31号）（認知症対応型共同生活介護事業所の応募者にあつては、花巻市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成24年花巻市条例第32号）を含む。）及び関連法令等に定める基準を満たしていること。
- ② 都市計画法、建築基準法、農地法、消防法等の関連法令を遵守していること。
- ③ 事業予定地が次のいずれかにより工事着工時まで確実に確保されていること又はその見込みがあること。
 - ア 自己所有地
 - イ 着工時まで取得可能な土地
 - ウ 着工時まで借地可能な土地

3 募集要項に関する質問

本募集要項等に関する質問及び回答は、次のとおりとします。

- (1) 受付期間 令和2年6月1日（月）から6月15日（月）まで
- (2) 質問方法 「地域密着型サービス事業者募集要項に関する質問書」により、Eメール又はFAXで提出してください。
 - 送信先：花巻市健康福祉部長寿福祉課
 - Eメール…choujyu@city.hanamaki.iwate.jp
 - FAX…0198-41-1299※電話及び口頭での質問の受付は行いません。
- (3) 回答方法 令和2年6月25日（木）に市ホームページに掲載します。
 - ※ 公募に係る応募状況については、回答できません。
 - ※ 花巻市の指定基準は国の基準どおりとなっておりますので、国の解釈通知（Q&Aを含む。）で確認できる内容については、原則として回答

しません。質問内容によっては、市ホームページに掲載せずに、直接質問者に回答する場合があります。

4 応募方法

別紙「応募書類一覧」に掲載している書類を次のとおり提出してください。

- (1) 受付期間 令和2年6月25日(木)から7月27日(月)まで
※ 土、日、祝日を除く各日午前9時から午後5時まで
- (2) 提出方法 応募書類を持参により、提出してください。(郵送不可)
提出先：花巻市花城町9番30号 花巻市役所新館1階
花巻市健康福祉部長寿福祉課
電話番号：0198-24-2111 (内線596)
- (3) 提出部数 6部(原本1部、副本5部)

《留意事項》

- ① 応募書類に不足や不備がある場合は、選定の対象外とする場合がありますので、提出前に書類の確認を受ける場合は、事前に長寿福祉課に連絡のうえ、書類持参で確認を受けてください。
- ② 受付期間経過後の書類の差し替え及び再提出はできません。ただし、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- ③ 提出された応募書類は返却しません。
- ④ 応募書類は原則としてA4版で作成してください。図面等はA3版での作成を可としますが、A4サイズに折りたたんでください。
- ⑤ 応募書類はフラットファイル等に綴じ込み、書類番号入りのインデックスを付けた仕切紙を挟んでください。
- ⑥ ファイルの表紙及び背表紙に「花巻市地域密着型サービス事業者応募申込書」と記載し、募集番号と法人名を併記してください。
(例：「花巻市地域密着型サービス事業者応募申込書 ① 社会福祉法人〇〇〇」)

5 事業候補者の選定方法

- (1) 選定方法 審査会において、書類審査及び面接審査(応募者からの事業提案説明及び応募者への聴き取り審査)を行い、事業候補者を選定し、市長が決定します。
なお、募集する施設ごとに応募者数が募集数を超えないときは、面接審査を行わない場合があります。
面接審査の実施の有無及び日程等については、応募者に事前に通知します。
- (2) 評価項目 事業候補者の選定に係る評価は、次の項目について行います。
 - ① 法人の運営実績が良好であること。
 - ② 土地利用計画に実行性があること。
 - ③ 施設の運営方針及び利用者への処遇方針等が適切であること。
 - ④ 人員配置及び設備が適切であること。
 - ⑤ 開設に必要な財源が見込まれること。

⑥ 安定した経営が見込まれること。

(3) 結果通知 選定結果については、全ての応募者に文書により通知します。また、事業候補者を市ホームページ上で公表します。

(4) その他

- ① 応募資格を満たさない場合は、選定の対象となりません。
- ② 審査結果によっては、事業候補者を選定しない場合があります。
- ③ 事業候補者は、市の選定結果通知後 2 週間以内に事業実施に係る確約書（任意様式）を提出してください。正当な理由もなく提出されない場合は、辞退したものとみなし、選定を取り消します。
- ④ 事業候補者は、その地位を譲渡し、又は第三者に利用させることは、理由に関わらず認めません。

6 補助制度

現行の補助制度は次のとおりです。

補助の可否、金額等については、県の採択及び市の予算措置が前提となることから、今回の選定をもって、補助金の交付対象とすることを保証するものではありません。

【花巻市介護施設等整備事業費補助金】 ※募集番号ごとの補助金額を示しております。

I 地域密着型サービス等整備助成事業

〔対象経費〕 工事費又は工事請負費及び工事事務費

(1) 地域密着型サービス施設等の整備

- ① ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 1 床4,480 千円×29 床 129,920 千円
※ショートステイを併設する場合は、ショートステイ用居室分も補助対象となります
- ② 認知症対応型共同生活介護事業所 1 施設33,600 千円×1 施設 33,600 千円

(2) 介護施設等の合築等

以下のア～タの施設等を合築・併設して整備する場合

ア. 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ居室、イ. 小規模の介護老人保健施設、ウ. 小規模な介護医療院、エ. 小規模な養護老人ホーム、オ. 小規模の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、カ. 都市型軽費老人ホーム、キ. 認知症高齢者グループホーム、ク. 小規模多機能型居宅介護事業所、ケ. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、コ. 看護小規模多機能型居宅介護事業所、サ. 認知症対応型デイサービスセンター、シ. 介護予防拠点、ス. 地域包括支援センター、セ. 生活支援ハウス、ソ. 虐待等に対応するための緊急ショートステイ、タ. 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設

- ① ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 1 床4,480 千円×1.05×29 床 136,416 千円
※ショートステイを併設する場合は、ショートステイ用居室分も補助対象となります
- ② 認知症対応型共同生活介護事業所 33,600 千円×1.05×1 施設 35,280 千円

(3) 空き家を活用した整備

- ② 認知症対応型共同生活介護事業所 1 施設8,910 千円×1 施設 8,910 千円

II 介護施設開設準備経費等事業

〔対象経費〕開所の際に必要な需用費、使用料、賃借料、備品購入費、報酬、給料等

- ① ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 839千円×29人(定員数) 24,331千円
※ショートステイを併設する場合は、ショートステイ用居室分も補助対象となります
- ② 認知症対応型共同生活介護事業所(1ユニット) 839千円×9人(定員数) 7,551千円
認知症対応型共同生活介護事業所(2ユニット) 839千円×18人(定員数) 15,102千円

7 留意事項

- (1) 費用負担 応募に要する費用は、全て応募者の負担となります。
- (2) 応募の無効 次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。
 - ① 本募集要項に違反又は逸脱した場合。
 - ② 提出された応募書類の内容に重大な不備又は虚偽があった場合。
 - ③ 応募者又はその関係者が、市の職員又は審査員に応募内容の採否に係る直接的又は間接的な働きかけを行った場合など、不正な行為があった場合。
- (3) 選定の取消し 次のいずれかに該当する場合は、選定を取り消す場合があります。
 - ① 正当な理由なく、令和3年4月までに開設しない場合又は開設する見込みがない場合。
 - ② 応募の際に提出した事業計画と実際の事業計画の内容が著しく異なる場合。
- (4) その他 応募に当たっては、次のことについて留意してください。
 - ① 土地利用及び建築に係る計画について、都市計画法、建築基準法、農地法等の関連法令を遵守しているか、応募前に関係機関に確認すること。
 - ② 事業予定地に係る売買契約又は賃貸借契約等の締結、又は同意書の取得等については、応募段階にあることを利害関係者に十分に説明すること。
 - ③ 市は、応募者と土地所有者や地域住民、その他関係者との問題について、損害賠償などその他一切の責任を負わないこと。

8 問い合わせ先

花巻市健康福祉部長寿福祉課

住 所：〒025-8601 花巻市花城町9番30号 花巻市役所新館1階

電話番号：0198-24-2111 (内線596)

F A X：0198-41-1299

Eメール：choujyu@city.hanamaki.iwate.jp